

熊本県かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業実施要項

1 目的

発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障がい者等が日頃から受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業について」（平成28年3月30日付け障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に示された、発達障がいに関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ」、「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ」及び「発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ」。以下「国研修」という。）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障がいへの対応を可能とすることを目的とする。

2 実施主体

本事業は、熊本県が実施する。ただし、業務の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

県内に勤務（開業を含む）する医療従事者等とする。

4 研修内容

研修内容については、研修受講者に対し、発達障がいに関する診療の知識・技術などの修得に資するものとし、国研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。なお、実情に応じて複数の研修内容を合わせて実施することや単独の研修内容のみで実施することもできるものとする。

5 事業内容

（1）研修の企画

講師（県内で勤務（開業を含む）する医療従事者等とする。）を選定し、必要に応じ国研修を受講させ、研修内容にかかる企画・立案等を行う。

（2）研修の開催

受講者の募集、講師との連絡調整、研修開催に伴う準備を行い、研修を開催する。

(3) 修了証書の交付及び研修修了者名簿の管理

研修修了者に対し、別紙様式により、修了証書を交付し、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

6 研修修了者の情報について

熊本県は、研修修了者の情報について、熊本県医師会等と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地域の発達障がい医療体制の推進並びに管内の発達障がい者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする

7 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業の一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成28年11月8日から施行する。

この要項は、平成31年（2019年）4月24日から施行する。

この要項は、令和2年（2020年）8月21日から施行する。

別紙様式

第 号

修 了 証 書

氏 名 様

生年月日 年 月 日

あなたは、熊本県が実施した発達障がいかかりつけ医等対応力向上研修を修了したことを証します。

年 月 日

熊本県知事

印